

エコチル調査の評価に関する実施要領（案）

1. はじめに

エコチル調査企画評価委員会では、環境省が国費を用いて実施する「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」について、調査を効果的・効率的に運営し、着実な実施を促すとともに、国民・社会への成果の還元を迅速化するため、的確で実効ある評価を実施する。

本調査は、環境省が企画し、コアセンター、メディカルサポートセンター、ユニットセンターが実施主体となり進めており、環境省及び各実施機関において、エコチル調査に係る事業の評価についても、独立行政法人通則法の規定に基づく評価体系などに即して、重層的に実施されることとなる。本委員会では、これらの評価結果も踏まえつつ、環境省及び各実施機関が一体となった事業として、エコチル調査全体の評価を行うこととする。

2. 評価の視点

評価は、必要性、効率性、有効性の観点の下、エコチル調査の進捗や社会状況に応じ、環境省及び各実施機関の性格に照らして適切な評価項目及び評価基準を設定し、実施することとする。

1) 必要性

	必要性の具体的視点	基準
①	環境行政上の意義	環境行政上の意義があるか 国や社会のニーズへの適合性があるか

2) 効率性

	効率性の具体的視点	基準
①	実施体制・管理体制の妥当性	研究を推進する上で機能を十分発揮できる組織体制や管理体制となっているか
②	研究の手段の合理性	研究の手段は合理性があるか（費用対効果、実効性、倫理面等の観点から）

3) 有効性

	有効性の具体的視点	基準
①	計画の科学的妥当性	研究計画の科学的妥当性は十分か
②	目標に対する達成度合い	目標に対して達成度は十分か
③	成果の内容	量、質ともに適切な成果が出ているか

3. 評価の実施時期

エコチル調査の実施期間は、2011年1月から2027年まで（リクルート期間（3年間）と追跡期間（13年間））を予定している。長期間にわたる疫学調査であることを鑑み、社会情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、必要に応じて改善を行うための自己点検及び評価を毎年度行う。なお、リクルート開始後2年目に第1次中間評価を実施することとし、リクルート終了後については、別途、中間評価の時期を検討する。事業終了時には、最終評価を行う。

4. 評価の進め方

環境省及び各実施機関の積極的な取組を促進するとともに、取組の見直しや改善に資する見地から、実施の進捗状況について、毎年、以下の通り評価を行う。

（1）具体的評価の手順

- 1) 環境省及び各実施機関が自ら目標の達成状況を把握し、今後の改善策を検討する自己点検を行う。様式については、別途定める。
- 2) 環境省については環境省が、環境省以外の実施機関については環境省が主体となり、上記1)の自己点検や実地調査等により、事前の評価を行う。
- 3) エコチル調査企画評価委員会の下に置かれる評価ワーキンググループは、上記1)及び2)を踏まえ、必要に応じてヒアリングを行い、評価書（案）を作成する。
- 4) 企画評価委員会が、評価書（案）の審議を行う。改善が必要とされる場合は助言を行う。
- 5) 企画評価委員会の審議に基づき、座長が各委員の了解を得て、評価書を取りまとめる。

（2）評価範囲

- 1) 計画に関する評価（特に、次年度の計画）
- 2) 調査実績・進捗状況に関する評価（特に、当該年度の調査実績・進捗状況）
- 3) 成果に関する評価

（3）その他

中間評価及び最終評価のあり方については、別途、定めることとする。

5. 結果の取扱い

評価結果は、調査計画・運営実施の改善、予算等の資源配分への反映等に活用するとともに、国民への説明責任を果たすため、これらの活用状況も含め評価結果等を公表する。

また、改善が必要と評価を受けた実施機関は、翌年度の企画評価委員会に改善状況について報告する。

附則

この実施要領は、平成23年〇月〇日から施行する。

別紙 平成 23 年度評価実施スケジュール及び実施フロー

